

第24期 軽井沢町農業委員会 第25回 総会議事録

発言者	内 容
	(開会：15時00分)
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第25回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。
市村初仁会長	委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。まず最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、長野県内全体では最近の急激な感染者数の増加により一日あたり1000人を超える日が続いております。この状況により感染レベルが4から5に昨日、引き上げられました。本日は総会后に皆さまとの懇親会を開催する予定でございましたが、今ご説明したような社会情勢を踏まえ、中止とさせていただきます。ご参加予定の方々には大変ご迷惑をおかけしましたが、また別途、企画いたしますので、その際には多くの方のご出席をお願いいたします。7月に入りまして、今年は例年より早く梅雨明け宣言があり気温が上昇しましたが、その後、前線が発生し降雨が続いたことは、今後の出荷への影響も懸念されるところでございます。また、肥料代・燃料代高騰は最大のコスト増大の要因であり、国等では農業者の負担を軽減させていく為、制度設計を行っております。また皆様には詳細な内容が確定しましたら周知をいたします。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。この活動を日誌にご記載いただいておりますが、この成果は今後、町側で策定でされます「人・農地プラン」の地域計画に反映されることとなります。人・農地プランは現状の農地利用をベースとして、5年、10年先を見据えた計画とするものでございます。国会では関連法案が可決され、令和5年度から法定化される人・農地プランに各委員が地区で収集した情報を盛り込み、協議を経て内容を確定していくものでございます。保全していくべき農地を誰が使用していくのか、この課題解決の為、更に一層の皆様のご協力を賜りたいと考えておりますので、何卒よろしくをお願いいたします。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第25回総会を開催いたします。
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>

市村初仁議長	<p>農業委員総数14名中、12名の出席でございます。坂本雄樹委員、荒井龍介委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
青木事務局長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号3番の土屋哲委員と議席番号8番の柳澤昌代委員の2名をお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>発言の後</p>
委 員	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1について説明をいたします。次第5ページ、補足資料1ページから8ページ、をお願いします。_____でございます。は、____、_____に____のある、____、_____です。____は、____、_____に____がある_____です。申請の____は、____、____、____、地目は____、____は____、を____するものでございます。____でございますが、補足資料4ページに位置図がございますが_____にある_____となりますが、_____に____した____となり、____には_____や_____がございます。_____の____の____を約____ほど____した_____を____に_____ほど_____となります。の____ですが、_____には_____や____、____、_____が_____が_____されております。_____や_____の____に_____の_____が_____されている_____で_____の_____を行う計画でございます。</p> <p>権利関係は_____となります。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第____種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資</p>

	<p>力・信用については、_____、_____が_____、_____、合計で_____となっています。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が提出されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。</p> <p>次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障について、被害防除措置が提出されており、問題ございません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用でございます。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>委員番号2番の依田美和子が議案第1号番号1について説明します_____の_____に_____の_____、井出推進委員と私で_____しました。場所はさきほど事務局説明の通りでございます。____、_____を_____の_____が_____になったわけですが、_____では_____の_____に_____の_____たがございまして、こちらのほうを_____で、_____の_____の_____を_____としたいと_____いたそうなんですけれども、_____になり、_____を_____よくなったそうです。しかし_____により、_____ではなく_____することになった経過がございます。_____の_____の_____ですが、_____も_____を_____で、_____の_____がされております。_____は_____くらいから_____そうです。_____に_____を_____がありますが、_____から_____がされておらず、_____されておりますが、_____されても_____が_____や、_____が_____ことでは_____は_____はございません。こういった周囲の状況の結果、井出推進委員とも協議し特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。</p>

委 員	ありません。
青木事務局長	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。) ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第1号番号2についてご説明します。次第5ページ、補足資料9ページから15ページ、をお願いします。 _____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____、_____、_____で、は_____、_____は_____です。 場所でございますが、補足資料11ページに位置図がございますが、_____を_____しまして、_____を_____して_____の_____を_____した_____ほど_____で、_____は_____がございます。 _____でございますが、_____は_____、_____と_____に_____しておりますが、_____が_____である為、_____の_____を_____していたところ、_____との_____が_____したことから、申請を行うこととなりました。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。権利関係は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、合計が_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申

委 員	<p> 請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日まで が工事期間となっております。次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可 等については、該当ありません。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁と の法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは 協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込み はないので該当しません、次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積 については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。 次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、 問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農 条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。ま た、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案 第1号番号2については許可できない場合に該当しません。 ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号 番号2について担当委員より説明願います。 </p> <p> 議席番号1番の土屋史彦が議案第1号番号2についてを説明いたします。____ ____に、____の____の____、____、____、 ____で____を行いました。それと、____に____で____からも____を お伺いいたしました。申請地はさきほど事務局からご報告がありました。敷地の ____は____ではありますが____、____となっております。____につい ては____に____の____がありました。しかしこちらの____となり、そこ で____であった____、____で どういうことで____が、____、____で____を____いらっ しゃるんですけども、____では____に、____ を____、____を____に____、こ の____され、____ました。申請地____な んですけども、____でありまして、____は____などを____してお ります。____はこれからですけども、____の____を行っているところ でございます。____は____、____はほぼございません。 今回の農地転用は補足資料11ページに____がございますが、____の ____を____いたします。____があり、____が____となります。 は____も____が____として____していきます。____に____で____したと ころ、____は____に、____で____であったところを 、ほとんど____、____として____されております。____でどうしてこの____ ____を____ことにしたのか____みたところ、____に____が ____はいたんですけども、____ができないということで、 ____に____、____に____、____という こと。それから____に____、____ ____にしております。____の____もないし、特に問題ないと判断いたしまし た。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。 </p>
-----	--

市村初仁議長 委員	<p>ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。</p> <p>ありません。</p>
市村初仁議長 委員	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p> <p>なし</p>
青木事務局長 委員	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p> <p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号2を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号3についてご説明します。次第5ページ、補足資料16ページから26ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____、_____です。申請の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料18ページに位置図がございますが、_____となりまして、_____にある_____の_____に位置しております。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____地域ではございますが、周辺に_____が存在する場合、その_____は_____している状況とみなされる為、_____種農地となります。_____ですが、申請地は_____から_____とうい_____から、_____としての_____の_____により、申請人は_____の_____が_____であると判断いたしました。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____、_____、_____が_____、_____が_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____で_____が添付されてございます。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第5</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p> <p>市村初仁議長</p>	<p>7条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません、次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号3については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号3について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号1番の土屋史彦が議案第1号番号3についてを説明いたします。____に____である____、遠山推進委員、__で____を行いました。場所はさきほどの事務局説明の通りです。申請の経過は____は____を____しており、____の____を____おりました。そんな状況で____の____は____が____、____で____が____、____に____ですけれども、____をされて____が____できていないということで、すぐ____に____か____に____をして____を____でいらっしゃる____という____がありますが、____に____を____されたとのこと。____、____はいませんでした。____、____から____くれということ____ことになったわけでございます。申請地の____とは____、____されております。____は____による____が____されますが、____の____も____を____、____で____をして____されており申請地より____ほど____おります。____は____というか____が____になっているもので____は____の____になります。また____の____も____で、____の____を____した____となっております。____により____はないと____。ただ____の____の____になるんですが、____を____はしておりますが、____、____、____の____による____など、____ということが____がで、重要説明では____に____に関して____してもらいたいことや____は____、____に____を____ことをお伝えしました。____と____の____も____していることから特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
---------------------------------------	---

委員	ありません。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号3についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。賛成全員ですので、議案第1号番号3を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号4についてご説明します。次第6ページ、補足資料27ページから34ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____、_____です。</p> <p>_____は_____、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____でございまして、_____が_____、_____が_____となります。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料29ページに位置図がございますが、_____より_____に_____から_____し_____を超えた_____ほどに_____しております。町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____ですが、_____の_____は_____、_____の_____で_____と_____しておりますが、_____となった為、_____である_____の_____に_____を_____したいことが_____でございます。</p> <p>権利関係は_____となります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____からの_____となり、_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁</p>

	<p>との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号4については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号4について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>推進委員の遠山が議案第1号番号4についてを説明いたします。___の___月日の___、___の___、___、___で___を行いました。昨年までこの___は___のになっておりましたが、___が___され、___が___を___したいということになりました。___までは___が___と___番___がつながっておりまして、___をさせていただいていたんですが、___を___されるということで、その___で___わからなかったの、___になってうちとしては___、___をつけませんのでという___で、この___は___が伸びております。___では___で___で___は、___の___からして___で___、おそらく___になるだろうとのことでこのような申請に至りました。___としては___がなくなってしまったわけですが、これは___と考えております。___については___されていくということで___されますが、___は特に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。土屋会長代理、補足説明はございますか。</p>
委員	<p>ありません</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号4についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第1号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>

<p>委員</p> <p>市村初仁議長</p> <p>青木事務局長</p>	<p>挙手</p> <p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号4を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号4は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第1号番号5「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第1号番号5についてご説明します。次第6ページ、補足資料35ページから41ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____番に_____のある_____、_____です。_____は、_____に_____のある_____、_____です。_____は_____の_____でございます、_____が_____、_____が_____となります。申請の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。場所でございますが、補足資料37ページに位置図がございますが、_____より_____、_____を_____した_____から_____ほど_____し、そこから_____ほど_____に_____となります。町の用途地域区分は第_____種住居地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>_____ですが、_____の_____の_____は_____、_____の_____に_____しておりますが、_____が_____、_____となった_____、_____の_____である_____の_____に_____を_____したいというものでございます。</p> <p>権利関係は_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____と_____からの_____となり、_____と_____がそれぞれ添付されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはございませんので問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号5については許可できない場合に該当しません。</p>
---------------------------------------	--

市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号5について担当委員より説明願います。
委員	<p>推進委員の成田が議案第1号番号5についてを説明いたします。_____に佐藤寛治委員と_____、_____で_____を_____ました。申請地はさきほど、事務局から説明があった通りでございます。_____の_____はが_____や_____の_____が_____で_____になった為、_____の_____の_____を_____ことにしたそうです。この_____は_____のだ_____になっておりまして、_____が_____を_____でございます。_____ですが、_____しておりますが_____の_____、_____は_____が_____しています。地目は_____となっておりますが、_____が_____はされていません。しかし地目上では_____である為、_____のほうから_____に_____をして_____をいただいております。被害防除措置も提出されており何ら問題はないと判断いたします。皆様の慎重なご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。佐藤寛治委員、補足説明はございますか。
委員	ありません。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号5についてご意見のある方はお願いします。
委員	発言の後
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号5につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号5を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号5は、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第1号番号6「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	議案第1号番号6についてご説明します。次第6ページ、補足資料42ページから64ページ、をお願いします。それと別途でA3版の資料もお手元にご用意しておりますので併せてご説明いたします。この申請は軽井沢で初めてのワインを醸造するワイナリーとなります。

_____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____に_____のある_____、_____です。

_____の_____は、_____、_____、_____で、地目は_____、面積は_____です。_____でございますが、補足資料45ページに位置図がございますが、_____の_____した_____となります。町の用途地域区分は_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。_____地域での第_____種農地の理由を説明いたします。申請地周辺には_____と_____がございます。公共的施設からおおむね500m以内であること及び申請地が接する道路内に上下水道管が埋設されていることの2つの条件を満たせば_____種農地に該当いたします。転用の目的ですが、申請者は以前より当町でのワイナリー事業を計画しておりました。当町での初となるワイナリー醸造施設が誕生することで、町の主要特産品として地域振興に貢献し、_____する_____と一体となって相乗効果をあげて地域の魅力を高め、雇用への貢献もしていきたいことが申請理由でございます。権利関係は売買による所有権移転となります。

それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____が_____、_____で_____でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、敷地面積が3,000㎡を超えますので都市計画法に基づく開発許可申請が必要となります。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みもございませんが、計画図等見る限り問題ございません。

次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われれます。次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号6については許可できない場合に該当しませんが、A3版のカラーの資料をご覧ください。資料の奥が今回のワイナリー、_____が_____となっております。このワイナリーと_____の間に農道がございますが、ワイナリーに入っていく為の道路としてはこの農道を使用します。この奥に駐車場サインと書いてありますが、そこに駐車場を設置する予定でございます。入口については_____と合わせると全部で5箇所くらいになるんですけども、どの入口がどの箇所に行くものなのか判断がつき

	<p>にくいということで、事業者においてこの施設の駐車場に行くための案内を県道沿いの自己所有地にサインを別途掲出いたします。それと従業員や物品搬入口についても別途、サインを掲出いたします。それと、農道に関しては4mの幅員がございますが、今回、都市計画法29条の開発許可申請が必要になることに伴い、奥に駐車を設置して車の往来が増える等の理由により幅員については6メートルに拡幅することを県から指示されております。農道を管理する地域整備課とも協議し、町に拡幅する部分は町名義となります。南側道路は町道はございますが、車の往来はない為拡幅はしません。碎石にて整備いたします。続いて建物の説明でございますが、建物内には生産棟、この中にはワインを作る醸造施設や樽が設置されます。その北側建物はテイステイング棟となり、試飲やワインを販売することを目的としております。なお、現状の計画ではレストランは含まれておりませんが、軽食はできる予定です。図面の下に機械室と表示されておりますが、この箇所はボイラー室などがあります。この敷地内には景観的な視点から水を15センチほど溜める水盤もございますが、屋根に落ちる雨水を活用し、その水を循環させる装置をこの機械室内に設置いたします。水を溜める関係で外部への水流失が懸念されるわけでございますが、図面上で青く網がけで表示されている部分が浸透設備となり、雨天時等で水がオーバーフローしても一箇所のみではなく周囲にあるこの施設で敷地内浸透を行い、水流失を防ぐとのことでございます。それと、敷地の周囲には植栽や土盛りをして水流出防止策を2本立で実施、この流域と記載されている箇所にてタイルを敷いて水を溜めるめます。基本的にこの施設については酒類製造免許の取得が必要となりますので、長野税務署との協議も進めております。農地転用許可時までには免許を取得することは条件ではありませんが、税務署からは開業する6ヶ月前には協議を再開してもらいたいとのことです。現時点では計画内容や図面等について特に問題はないとのこと。以上、概略についてご説明をさせていただきました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号6について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>議席番号8番の柳澤昌代が議案第1号番号6について説明いたします。____、____の____から____の____を____、____に儘田推進委員と事務局、それと申請者関係の方々で現地立会を行いました。開発許可申請もあるので事務局も立ち会ったわけですが、それと役場のそれぞれの関係部署が関係しておりますので、農地転用の経緯としましては、法律に基づいて事務局からは説明がございましたが、何ら問題はないと思います。軽井沢町で初となるワイナリーですので、地域振興に貢献したいということですので良いのではないかと考えています。それと、近隣者と____にも事前に説明があり農業用施設に影響を及ぼさないような防除措置を講じるということで、____との相乗効果が得られるのではないかと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>

市村初仁議長	<p>ありがとうございました。儘田推進委員、補足説明はございますか。</p>
委員	<p>現在この土地は_____の土地ですが、____はされておらず____に____か_____を_____です。_____は_____ですので_____は問題ないと思います。この施設は初めてですのでいつもより時間をかけて立会いを行いました。この建物は隈研吾さんの事務所の設計です。隈さんは国立競技場の設計などを行っており、この建物を見にくる人もいないかと思いません。さきほどの入口の話がありましたが、入口が分からないと何故困るかという点、お客さんがうろうろして交通渋滞が起こる可能性があります。農耕車、トラクターが多く通る道でもありますので、そこはうまく考えてもらいたいと提起しておりますが、皆さまのお考えもお聞かせください。_____という_____がありまして、今回の申請及び建物の____は_____、_____は____できます_____となります。この____は_____でございます。もう一つ心配なのが、被害防除措置に記載されております、雨水の排水方法ですが、雨の計算方法など細かいことを見ましたがよく分かりません。_____に言ったのは想定できない雨が降った場合、その水が下の畑に流れていって、冠水したら困ってしまうのではないかという点です。皆様からの考えを聞かせていただければありがたいです。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号6についてご意見のある方はお願いします。はい、堀川委員。</p>
委員	<p>今の話の中で、雨水については全部敷地内で浸透させるということですが、__の_____のことを考えますが、雨水よりも湧水がとても多かったということで、その為に_____も_____を_____して排水設備を設けたということもあったと思います。雨水もそうですが湧水もあるんじゃないかと、そうした場合は、地下水も高いですし、水処理をどうするのかと。それが全然、図面上では見られないと思うんですね。トレンチ等を設けて本当に浸透できるのか、流水、湧き水がでるところで浸透させるのは無理があるような気がするのですが、どのような計算でこれができているのか、逆に工事で水が出て、その水対策に困ることがあって道路南側の農地等に水が流れるというのは困ってしまうのでその浸透がどういった計画になっているのか、それを説明してください。</p>
青木事務局長	<p>当計画につきましては農地転用申請と同時に都市計画法の開発許可申請も行うことから、事前に許可権者である長野県佐久建設事務所とも敷地内処理をするための水量計算で協議をしております。その計算式についてはこちらでは解説することは難しいのですが、事業者からは協議の段階でございますが敷地内処理ができないとの意見はございませんでした。ですが、今後の申請における審査の段階において、やはり敷地内処理が難しいとの判断が県から示されれば、事業者にもその旨を伝え計画を変更していただかなければなりません。計画上では水を貯水</p>

委員	<p>する箇所、西側にある浸透設備は、この水が雨天時等でオーバーフローした際の処理設備となり、それ以外の点在する浸透処理設備において雨水、湧水の処理を行います。農業委員会としては長野県へ農地転用の意見書送付時に、地下水の水位が高いことから、敷地内で水処理ができるものなのか審査してもらいたいとの意見を附すことは可能です。</p>
委員	<p>____の____は大規模な排水設備を作って湧水を処理したと、排水設備を敷地外に設置したということでございます。今回の場合にも敷地内では処理できなければ迷惑施設になってしまうということで、農業委員会からは排水について適切な処理をしてほしいと意見があったことを県へお伝えいただければと思います。</p>
市村初仁議長	<p>各委員がお考えいただいている通り、地下水が高い箇所でこのような施設を作るとやはり心配になると思われまますので、農業委員会としては水の処理については適切に処理してもらいたいという要望書を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それ以外に何かございますでしょうか。はい、依田委員。</p>
委員	<p>町の主要特産品になる、施設になると言われたんですけども、このワイン用のぶどうに関しては軽井沢産ではないということで、はたしてそれが町の特産品になるのかということから、この施設ができることでかなり大規模な開発になりますので、この周辺の住民の方は説明会とかあって、それは皆さん賛成されているのでしょうか。</p>
市村初仁議長	<p>はい、柳澤委員。</p>
委員	<p>事業者からの話ですけれども、土地利用行為申請書を出す時点において、近隣住民や____の役員とかには説明をしております。道路を挟んで畑があるんですけれども、その方にも説明済みです。ブドウの栽培については数年前より____の土地を借りて作っているそうです。ですけどできないという見解でした。だから軽井沢では作っていないブドウです。今のところは、でもハウスとかであればできるでしょうから、後々の検討事項だそうです。</p>
市村初仁議長	<p>はい、依田委員</p>
委員	<p>役員や担当委員さんはこの話は以前から聞いていとは思いますが、他の委員さん達は、今日初めての人が多いいとは思いますが、それを今日議題に上がって、大がかりな開発に関して、今日審議する内容なのかということから、農業委員として反対する理由はないんですけれども、ここで手を挙げたら、どんどん進んでいってしまうかと思うと、私はこれはもうちょっと審議を慎重にするべきことではないかと、私としては簡単に手は上げられない事例だと、個人的には思います。</p>

青木事務局長	<p>ワイナリーを設置する地元にはブドウの圃場があるというのが通常の考え方なのか。それとその周辺ですね、小諸、御代田など軽井沢に隣接している箇所で作られたものがこのワイナリーに取り込むことで許可になるのかなと考えていたのですが、事業者が税務署と協議している中では必ずしも地元産や周辺のブドウを使用することが条件にはなっていないということでございます。ではどこから、そのブドウの仕入れをするかということなんですが、現時点は県内産でございまして、高山村のブドウを使用するとのことでございます。高山村にもワイナリーがございしますが、コロナ禍ということもあり、出荷が難しい状況でもある為、その余剰分をこちらで使用するとのことでございます。県外産や国産以外のもを使用する場合はどうなのかということもありますが、県内産の使用については免許の制限には該当しない状況です。それとさきほど柳澤委員からも話がありましたが、事業者は数年前から_____でブドウを試験的に栽培しましたがそれではできなかつた。ただ軽井沢で手入れをしないでのどの程度できるものなのかという趣旨で栽培していたとのこと。将来的にはこちらで圃場を設けてやっていきたい。その中で路地では厳しいのでハウスを設置してやっていきたいという希望があることから、ワインの名称が軽井沢産とかになるかは分かりませんが、将来的な設計を見据えてやっていく計画でございます。それと、先日、_____のほうにも近隣説明として事業者と一緒にに行ってきました。その中で、_____の_____の_____を_____の_____ではないかとか_____など厳しい意見もございました。ただ、建物が隈研吾さんの設計であることや_____に関してはいろいろな_____があるのですが、まだまだ店舗数が足りていないことがあって、町の農業振興上の観点からしてもこのような施設を段々と建設していく中で、観光と農業が結びついてくるのではないかと。_____のは、ハード面に関しては異論はないけれども、この建物ができることによって、大型バスで間違いなく必ず人は来ますよというご意見を主張されておりました。これに対応するべくソフト面の課題については農地転用の時点の話ではありませんが、これからの課題としてどちらかというお互いの相乗効果について、前向きに検討していく考えはあるとのこと。今、依田委員のご意見もございましたが、法律的には各協議は終えているということですので、地区のほうの説明もあったということで、委員全体で何をもってこの案件を継続案件にするということがどうなのかという部分があります。現時点ではこの施設が全く建築できないものではないことやソフト面の話については、地域の方々今後進めていくということでございます。</p>
市村初仁議長	はい、依田委員
委員	あの景観がよくて、写真を撮られている方も多いと思いますので、その景観が失われることはどうかなと個人的には思います。法律的には反対する理由はないので私の意見としておさめてもらえれば良いです。

市村初仁議長	他にございますでしょうか。はい、儘田委員
委員	さきほどの近隣への説明という話がありましたけれども、今コロナで皆さん集まられるという状況ではないので、ここに文章がありますが、14軒に文章をそれぞれつけて配ってあるそうです。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。はい、柳澤委員
委員	私もうすうすは聞いてはいたのですが、事業者から____の____に行くまでは、こんなに話が進んでいて、もう農地転用だけという、開発行為なので町との協議でこれもあれもやりましたとということで話を伺いましたが、農業委員としては農地転用をするのに何ら反対するのに理由がないと私は思って、なんかすっきりいかなかったのですが説明をさせていただいて、是非賛成ということで変ですがもう建物もできます、農業委員会だけではなくて、開発行為なんで、反対してもどうにもならないんだなということがあります。そんな意見も踏まえてご審議をお願いします。
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号6につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手(1名挙手せず)
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第1号番号6を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第1号番号6は、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。 事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第2号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。 次第7頁から8項、補足資料は、65頁から69項をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。8月の公告分でございますが、再設定が、8件、12筆、面積は、25,012㎡、内訳は、田が14,197㎡、畑10,815㎡です。 新規が1件、1筆、面積は、3,030㎡、内訳は、畑が3,030㎡です。合計で、9件、13筆、面積は、28,042㎡で、内訳は、田が14,197㎡、畑が13,845㎡です。 集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。 同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

	以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。
委員	それでは、議案第2号、軽井沢町農用地利用集積計画の8月公告分について、ご意見のある方はお願いします。はい、堀川委員
委員	ここには直接は関係ないのですが、_____が借りているところが_____にございますが、パイプハウスを建てたのですが、一年使用しただけでその後はそのままになってしまって、柳の木がもう4mほどになってしまっています。そういったことがあるので、今回集積計画に記載されている_____さんが借りるところは、同じようなことがないようにしてください。
市村初仁議長	堀川委員、今回の申請とは違う箇所ということでしょうか。
委員	そうです。_____が利用権設定されている違う箇所ですが隣接しています。
青木事務局長	ご意見ありがとうございます。集積計画は町側より提出されているものでございますので、また別途確認して、申請者にお伝えさせていただきます。
市村初仁議長	はい、堀川委員
委員	場所はですね、補足資料68ページの_____という方の土地の一区画、北側の_____のほうですね。
市村初仁議長	はい、佐藤農林振興係長
佐藤農林振興係長	その農地が利用権設定がされているか確認しまして、荒れているようなところでしたらこちらからもう少し利用していただきということはお伝えしたいと考えております。
市村初仁議長	堀川委員よろしいでしょうか。
委員	はい。
市村初仁議長	その他にございませんか。はい、土屋会長代理
土屋会長代理	新規で_____という方が20年で3反歩ほど借りるようになっていますが、参考程度にどのようなものを作るのか教えてください。
市村初仁議長	利用集積計画の署名者が儘田推進委員でございますので、儘田委員お願いしま

	す。
委員	作物はブルーベリーです。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。 よって、議案第2号軽井沢町農用地利用集積計画8月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に6、のその他事項に進みます。 (1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。
土屋会長代理	別紙「軽井沢の野菜出荷状況報告」説明
市村初仁議長	JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	別紙「農作物の生育概況・熱中症関係」説明
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	別紙「農作業中の熱中症対策・外国人材活用セミナー」説明
市村初仁議長	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長	なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。

青木事務局長	次第9ページをお願いします。「説明する。」
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	発言の後
市村初仁議長	それでは、第24期軽井沢町農業委員会第25回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。
	16時58分